

令和5年9月1日
一関信用金庫

一定金額未満の口座解約手続における印鑑不要の取扱い および預金規定の改定について

一関信用金庫（理事長 菅原 一由）は、お客さまの利便性の向上を目的として、預金残高が1万円未満の普通預金口座等について届出印の押印を省略する印鑑不要による解約手続の取扱いを開始するとともに、預金規定を改定いたします。

記

1. 取扱開始日および改定日 令和5年10月2日（月）
2. お取扱い
 - (1) 対象となるお客さま
個人または個人事業主のお客さま
 - (2) 対象となる口座
預金残高が1万円未満の普通預金口座（決済用普通預金を含みます。）および貯蓄預金口座
 - (3) 解約手続に必要な事項
預金者であるご本人さまが、次の通帳、本人確認書類等をご持参のうえお手続きください。
 - ① 通帳（アプリ通帳の場合は、アプリをご提示ください。）
 - ② キャッシュカード（キャッシュカードを発行済みの場合にご持参ください。）
 - ③ 運転免許証やマイナンバーカード等の顔写真付きの本人確認書類
 - (4) ご留意いただく事項
 - ① 従来のとおり、お届け印による解約手続もお取り扱いいたします。
 - ② お取引の内容により、お取扱いの対象外となる場合がございます。
 - ③ ご住所が変わられている場合は、旧住所（届出住所）が記載されている住民票等の公的書類についてもご持参ください。
3. 預金規定の改定
印鑑不要の解約手続の取扱い開始に伴い、預金規定を次のとおり改定いたします。
 - (1) 改定の対象となる預金規定
 - ① 普通預金（決済用普通預金含む）・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金 取引規定
 - ② 総合口座取引規定（決済用普通預金対応）

(2) 改定の内容

「印鑑照合等」および「解約等」の条文を変更します。

【例】普通預金（決済用普通預金含む）・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金 取引規定

改定前	改定後
<p>3. (印鑑照合等)</p> <p>当金庫が証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは、有効な払戻しとします。</p> <p>なお、個人のこの預金取引において、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、4. により補てんを請求することができます。</p> <p>(新設)</p> <p>7. (解約等)</p> <p>(1) 普通預金（決済用普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申し出てください。</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p>	<p>3. (印鑑照合等)</p> <p><u>(1) 当金庫が証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは、有効な払戻しとします。</u></p> <p>なお、個人のこの預金取引において、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、4. により補てんを請求することができます。</p> <p><u>(2) 普通預金（決済用普通預金を含む）および貯蓄預金について、7. に基づき届出の印章を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取り扱ったときは、それらの書類について偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>7. (解約等)</p> <p>(1) 普通預金（決済用普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申し出てください。</p> <p><u>なお、届出の印章の持参は、普通預金（決済用普通預金を含む）および貯蓄預金において、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに代えることができます。</u></p> <p>(2) ～ (6) (略)</p>

以上

＜本件に係るお問合せ先＞
一関信用金庫 事務部事務管理課
電話 0191-23-6111（代表）
※当金庫本支店窓口でもお受けいたします。